

E i w a N e w s

復興特別所得税の源泉徴収

平成 24 年 9 月
(No. 086)

平成 23 年 12 月に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」のうち、今回は、復興特別所得税の源泉徴収についてご紹介いたします。

I 概要

復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の 2.1%相当額とされます。

所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について、所得税を源泉徴収する際に復興特別所得税を併せて源泉徴収し、その合計額を 1 枚の納付書で納付することになります。

II 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額は、次の算式により計算します。

$$\text{支払金額} \times \text{合計税率} (\%) = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額 (円未満切捨)}$$

(注 1) 合計税率の計算式

$$\text{合計税率} (\%) = \text{所得税率} (\%) \times 102.1\%$$

(注 2) 所得税率に応じた合計税率

所得税率 (%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率 (%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

III 給与所得に対する源泉徴収

1. 源泉徴収税額表

平成 25 年 1 月 1 日以後に支払う給与等から源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額は、源泉徴収税額表に当てはめて算出することになります。平成 25 年 1 月 1 日以後に源泉徴収する際に使用する源泉徴収税額表は、復興特別所得税を加味した源泉徴収税額表に変更されます。

現行の源泉徴収税額表を使用しないようご注意ください。

2. 年末調整

年末調整は、所得税及び復興特別所得税の合計額により行います。

年調年税額 (年末調整による復興特別所得税を含む年税額) は、算出所得税額から住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額に 102.1% を乗じた金額 (100 円未満切捨) となります。

3. 留意点

契約や慣習等により支給日が定められている給与等については、その支給日とその給与等の収入すべき時期とされています。

平成 24 年 12 月分の給与等を平成 25 年 1 月に支払うこととしている場合には、平成 25 年 1 月が収入すべき時期となり、平成 25 年分の所得になりますので、復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。

しかし、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払う給与等であっても、平成 24 年分以前の所得となるものについては、復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。

IV グロスアップの計算方法

手取金額から支払金額を算定する方法は以下のとおりです。

1. 計算方法

$$\text{手取金額} \div (100\% - \text{合計税率}) = \text{支払金額 (円未満切捨)}$$

2. 手取金額が 50,000 円の場合の計算例 (所得税率 10%の場合)

①支払金額の算定

$$50,000 \text{ 円} \div (100\% - 10.21\%) = 55,685.488\cdots \Rightarrow 55,685 \text{ 円 (円未満切捨)}$$

②源泉徴収税額の算定

$$55,685 \text{ 円} \times 10.21\% = 5,685.4385 \Rightarrow 5,685 \text{ 円 (円未満切捨)}$$

3. 参考金額 (所得税率 10%の場合)

手取金額	源泉徴収税額	支払金額
10,000	1,137	11,137
20,000	2,274	22,274
30,000	3,411	33,411
50,000	5,685	55,685
100,000	11,370	111,370
200,000	22,741	222,741
300,000	34,112	334,112

上記記載のとおり、復興特別所得税は平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について適用されますのでご注意ください。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。